

個人タクシー事業者における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(一社) 全国個人タクシー協会
令和2年5月14日

1. はじめに

個人タクシー事業者は、市民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、個人タクシー事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止していくことも求められている。

このため、個人タクシー事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めるものとする。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

個人タクシー事業者は、営業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、営業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や経路を含む周辺地域において、感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の情報収集等

- ・国・地方自治体・協会・所属団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守する。

(2) 健康管理

- ・可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、発熱やせき等の症状がある場合は運行を行わない。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。
- ・発熱やせき等の症状があり自宅待機するときは、毎日、健康状態を確認する。
- ・症状がなくなり運行を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。
- ・症状に改善が見られない場合は、医師や保健所へ相談する。
- ・休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努める。

(3) 車両清掃等の注意点

- ・車両点検用工具などについては、洗浄・消毒を行う。
- ・車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗客が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。
- ・座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- ・設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。
- ・マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客との飛沫感染を防止するよう努める。

(4) 運行中

- ・運行中はマスクの着用を徹底する。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行う。

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- ・運賃・荷物の受け渡し等において、手袋の着用に努めるとともに、相手先との直接接触を極力減らすよう努める。
- ・運行中に発熱や体調不良を認めた時は、運行を中止する。

(5) 乗客に対する協力のお願い

- ・乗客に対して、感染拡大防止についての理解と協力を求める。
- ・定員上、後部座席に着席可能である場合には、乗客に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解を求めるよう取り組む。
- ・乗客の荷物をトランクに預かる際に、個人タクシー事業者が荷物に触れること、若しくは乗客が直接収納又は取り出すことについて理解と協力を求める。

(6) 感染が確認された場合の対応

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。

(7) その他

- ・保健所の聞き取り等に必ず協力する。

(以上)